

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

1. 改正の概要

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 8 %に引き上げられることに伴い、上限制手数料を採用している有料職業紹介事業者においては、消費税込みの手数料の上限が据え置かれた場合、事業の遂行に必要な物品・サービスの調達に係る消費税率引上げ分が事業者の負担増となるため、求人者・求職者へのサービスの低下や紹介機能への影響が生じることも予想される。

このため、消費税率の引上げに伴い、事業者への負担増が起きぬよう、手数料の最高額の見直しを行うもの。

合わせて、職業紹介事業について、より詳細なデータを把握し、民間職業紹介事業の更なる活用に向けた議論に役立てるため、職業紹介事業報告書の見直しを行うもの。

2. 改正の内容

1. 職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）の一部改正関係

（1）手数料

有料職業紹介事業者が徴収できることとされている手数料の最高額について、以下のとおり見直すこととする。

		現 行	改正後
受付手数料	課税事業者	670 円	690 円
	免税事業者	650 円	660 円
紹介手数料	課税事業者	10.5%	10.8%
	免税事業者	10.2%	10.3%
紹介手数料 （臨時賃金除く場合）	課税事業者	14.2%	14.5%
	免税事業者	13.7%	13.8%

（2）職業紹介事業報告

- 有料・無料職業紹介事業報告書（様式第 8 号）、特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第 8 号の 2）及び地方公共団体無料職業紹介事業報告書（様式第 8 号の 3）について、「活動状況」の報告項目に「有効求人数」（3 月末における有効求人数）を追加する。

- 有料職業紹介事業報告書（様式第 8 号）について、「収入状況」の「職業安定法第 32 条の 3 第 2 項の規定による手数料」の報告項目に件数を追加する。
- 地方公共団体無料職業紹介事業報告書（様式第 8 号の 3）の報告内容について、産業別区分での報告から、「取扱業務等の区分」として職業分類区分での報告とし、報告内容を統一することとする。
- その他文言の修正等、所要の整備を行う。

（3）その他所要の改正を行う。

2. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 29 号）の一部改正関係

建設業務有料職業紹介事業者が徴収できることとされている手数料の最高額について、以下のとおり見直すこととする。

		現 行	改正後
受付手数料	課税事業者	670 円	690 円
	免税事業者	650 円	660 円
紹介手数料	課税事業者	10.5%	10.8%
	免税事業者	10.2%	10.3%
紹介手数料 （臨時賃金除く場合）	課税事業者	14.2%	14.5%
	免税事業者	13.7%	13.8%

3. 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日（予定）